

生徒生活心得

明科高校生として基本的生活習慣の確立とモラルを身につけるために次の生活心得を設けています。各自がこれらの心得をしっかりと守り、モラルある行動を普段から心がけ、地域社会から十分な信頼を得られるようにしましょう。

Ⅰ 一般的事項

- (1) 登下校時や校内においては、職員や来校者へはもちろん、生徒同士でも挨拶をかわせるように心がける。
- (2) 登下校や教室移動は敏速に行うなど時間には余裕をもって行動する。
- (3) 電車やバス等の車中はもちろん、その他公共の場所においても、常に周囲に気を配り、公衆道徳を守る。
- (4) 友人とはつき合いに節度を持ち、正しく、丁寧な言葉づかいを心がける。
- (5) 飲酒・喫煙（電子タバコ・ノンアルコール飲料も含む）はもちろん、薬物乱用・万引き・暴力・ギャンブル等の触法行為は行わない。

2 服装・身なり

- (1) 服装は自由であるが、他校の制服は着用しない。
- (2) 頭髪の染色・脱色はしない。
- (3) ピアスなどのアクセサリーは、儀式・考査・対外的行事及び支障がある授業時では着けない。
- (4) いれずみ（タトゥー）、またはそれと間違えられる行為（シールや書き込み等）をしない。
- (5) 上履きは、本校指定のものを使用する。
- (6) 考査時にひざ掛けを使用する場合は申し出る。

3 欠席・欠課・遅刻・早退

- (1) 届出の厳守
 - ①欠席・欠課・遅刻・早退をする場合は、事前に保護者が電話等で担任（学校）に連絡する。
 - ②登校後の早退・欠課、公欠・忌引きの場合は、事前に担任（不在の場合は副担任）の許可を得る。
 - ③遅刻は3回で欠課（1時間）とする。
- (2) 以下のもので学校が認める場合、公欠とする。
 - ①生徒会対外活動
 - (ア) 本部・委員会関係
 - (イ) クラブ関係の大会等
 - ②HR活動
 - ③交通機関の遅延等
 - ④進路活動（大学、短大等の受験、就職試験等）
 - ⑤その他職員会で認められたもの
- (3) 生徒の忌引き日数は次のとおりとする。

父	母	7日、	祖父母	3日、	兄弟姉妹	3日、	曾祖父母	1日、	伯叔父母	1日
---	---	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	------	----

4 校内生活

- (1) 生徒の本分は勉強であるため、授業に必要なもの以外は使用しない。（学習規律の遵守）
- (2) 許可なく携帯電話は授業、HR、清掃時などは使用しない。全校集会、学年集会の際も使用しない。また、校内のコンセントからの充電はしない。
- (3) 始業・終業時間を厳守し、遅刻・早退等のないよう心がける。
- (4) クラブや生徒会活動のために下校時間（17：45）を過ぎて活動する場合は、顧問の監督がある場合のみ、19：20 まで活動できるものとする。なお、文化祭直前等特別な事情がある場合は、所定の届（用紙）を提出し、学校長の許可を得たうえで、職員の監督の下居残りを延長できる。延長許可時間は状況に応じ、職員会においてその都度検討し決定する。
- (5) 土曜日、日曜日、祝祭日、休日は原則として登校しない。ただし、関係職員の監督の下であれば学校施設を

利用することができる。時間は17:00までとするが、学校行事等の場合はその都度職員会で検討して決定する。

- (6) 登校後の外出は原則認めないこととするが、やむを得ず外出が必要な時は、担任（不在の場合は副担任）の許可（早退届・外出届）を得てから外出する。
- (7) 清掃美化・戸締りを励行し、建物・校具・器具等を大切に扱う。（過失が原因で破損が起きた場合は、速やかに破損届を事務室に提出する。状況により弁償が生じることもある。）
- (8) 冬のストーブ使用は別に定める使用規定に従い、火気に十分注意し使用する。
- (9) 金銭の貸借はしない。貴重品については学校に預けるなど自己管理をしっかりとる。金品等を紛失した際は担任及び関係職員にすみやかに届け出る。大金（不要な金銭）は学校には持ってこない。
- (10) 夏のクーラー、冬のストーブの使用は別に定める使用規定に従う。

5 校外生活

- (1) 校外団体（社会体育など）への加入や校外諸行事への参加は保護者とよく相談し了承を得て加入・参加する。
- (2) 交通安全（交通安全の項参照）
- (3) アルバイト（アルバイトの項参照）
- (4) 長期休業の心得
長期休業は生活が乱れやすいため、平常の学習を補う時間に使うなど自主的・計画的に過ごす。なお、休業中の事故等は、すみやかに担任に連絡する。

以上の生徒生活心得に従い学校生活を送ることを基本とするが、これに反する行為については状況に応じて指導の対象となることもある。

交通安全について

○交通ルールを必ず守り、次の事項を徹底して厳守する。

1 徒歩の場合

- (1) 右側通行、または歩道を通る。
- (2) 3人以上並列で歩かない。ただし、状況に応じては並列で歩かない。
- (3) スマホを使用しながら歩く等周囲の迷惑にならないようにマナーを守る。
- (4) イヤホン等音楽を聴くなど周囲の状況がわからない状態で歩行しない。

2 バス・電車の場合

- (1) バス・電車を利用する者で学割が必要な場合は事務室に申請書を提出する。
- (2) 定期券の不正使用（期限切れの定期券の使用、定期券の貸借など）をしない。
- (3) 車内でのマナーを守り、運営会社や他、利用者の迷惑にならないよう努める。

3 自転車の場合

自転車通学は許可制とし（担任へ許可願を提出する）、以下の項目を遵守する。

- (1) 防犯登録をし、自転車保険に必ず加入する。
- (2) 自転車を常に整備する。
- (3) 許可者は、学校指定のステッカーを自転車の見えるところに貼る
- (4) 交通規則を守り、他の自動車、通行者等に迷惑をかけない。
 - 2人乗り、2列以上の並走、無灯火、右側通行、信号無視はしない。
 - イヤホンで音楽を聴きながら、またスマホを使用しながら等のながら運転はしない。
 - 片手で物を持ちながらの運転はしない。特に雨天時は傘をさして運転しない。
- (5) 自転車は決められた場所に置き、必ず2か所以上に施錠をする。
- (6) 駅等の駐輪場の利用を希望する者は必ず該当の事務所へ申請する。
- (7) 学校の規則（許可願に記載）に従う。

以上の項目に反した者は自転車通学を認めない場合がある。

なお、命を守る観点及び道交法の一部改正（ヘルメット着用の努力義務化）から自転車乗車時はヘルメット着用を推奨する。

4 運転免許取得について

- (1) 自動二輪・原付の運転免許取得は、原則禁止とする。
ただし、交通事情等、通学に原付免許が必要で申し出があった場合は審議のうえ、許可となる場合もある。
(2年次から)
- (2) 普通車の運転免許の取得は、原則3学年の12月上旬からとする。
- (3) 「自動車運転免許取得についての心得」（3年次配布）をよく読み、厳守する。

5 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）について

- (1) 登下校や部活動など学校行事に関係することに「特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）」を使用することは禁止とする。
- (2) 学校への乗り入れは禁止とする。
- (3) 家庭で使用する場合は、保護者等の責任において扱う。

アルバイト規程

アルバイトは働くことをとおして社会性を育てる一方で、生活の乱れ、金銭及び人間関係のトラブルまたは事故等心配されることが少なくないため、中信地区高等学校の申し合わせにより次のように規定している。

- 1 アルバイトは原則として好ましくはないが、希望する者は保護者の了解のもとに事前に学校に届け出て、内容・期間・場所等について学校の助言・指導を受ける。
- 2 次のアルバイトは禁止とする。
(1) アルコール類の販売を主とする接客 (2) 危険をともなうもの (3) 宿泊をともなうもの
(4) 責任の特に重いもの (5) 21時を過ぎるもの (6) 遊技場など学校が相応しくないと判断したもの
- 3 アルバイト先については、業務上の災害に対して労災保険（労働者災害補償保険法）によって災害補償の対象となっているものとする。
- 4 次の者は許可にならない。また、許可後に以下に該当する状況が生じた場合には許可を取り消すことがある。
(1) 学校生活が正常に送れていない者。
(2) 成績で1を有する者及び成績不振者
(3) 出席において単位認定が危ぶまれる者。
(4) 生徒指導ガイドライン（生徒指導ガイドラインの項参照）が示す問題行動等により指導中の者。
- 5 手続きの方法は以下のとおりとする。
(1) 担任からアルバイト届（申込書）を受け取る。
(2) 保護者の許可を得る。
(3) アルバイト届の雇用条件を雇用主に記入してもらう。
(4) 担任にアルバイト届を提出する。（担任→学年会→生徒指導係担当）
(5) アルバイト届出証を受け取り、アルバイト期間中は常に所持する。
(6) アルバイト先の変更時は担任に申し出て上記①～⑤を行う。
- 6 その他
(1) 中信地区高等学校の申し合わせによる禁止事項を厳守する。
○夜間については21時までとし、どんなに遅くとも22時までには帰宅する。
○夜間の帰宅については安全に留意し保護者と連絡を取り合う。
(2) 定期考査1週間前から終了前日までの期間は禁止とする。（定期考査の日程を十分把握しておく）
(3) 1年生は、原則として1学期（学校に慣れるまでの期間）は、アルバイトを禁止とする。

- (4) 学校での係・委員会活動や行事予定表にある休日の登校日について、アルバイトを理由として欠席しない。
- (5) 特別な事情により上記の期間にアルバイトを行う場合は職員会での認可を必要とするため、事前に可能な限り早く申し出る。
- (6) 年度をまたぐ際は、継続申請を行う。

反省指導・懲戒処分に関する方針(概要)

反省指導

Ⅰ 反省指導の考え方

- (1) 基本的な考え方
反省指導は指導の一環であり、生徒の成長のための重要な教育活動で懲戒処分ではない。
- (2) 問題行動の事実確認
①速やかに関係生徒等から事実に関する聴き取りを行い、正確な事実関係を把握する。
②生徒の言い分を十分に聞き、事実認定を行い「事実文」を作成する。
- (3) 生徒の人権への配慮
①教育的配慮のもと慎重かつ適切に対応し、当該生徒のプライバシーの保護には十分留意する。
②きめ細かな指導を心がけ、学習権を保障する。
- (4) 家庭との連携
担任を中心に保護者との連絡を密にし、指導方針等の理解と協力を得る。
- (5) 校内体制
必要に応じて警察、他校など外部機関と連絡をとり、校長の指導・責任のもとに対応する。

2 反省指導の実践－問題行動発生時の対応方法－

- (1) 問題行動発生からの基本的な流れ
①問題行動発生⇒事実確認、保護者連絡（担任）
②各種会議 ⇒ 指導方針の決定 ⇒ 申し渡し（保護者同席）
③指導の形式：「登校反省指導」「家庭反省指導」「校長説諭」「厳重注意」
- (2) 反省内容 … 問題行動の反省、これまでの学校生活の振り返りおよび今後の在り方について考える。
カウンセラー等との面談を行う。（全員）
- (3) 反省指導の終了 … 生徒面談や以下の課題等の状態により決定
①作文（事実文・反省文・決意文）
②反省日誌（保護者等と話した内容等、保護者等のコメントも含む）
③学習課題（反省指導中に取り組んだ課題等）
※反省指導の終了は各種会議を経て決定⇒ 校長説諭（保護者等同席）

懲戒処分

Ⅰ 懲戒処分の基本的な考え方

- (1) 学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条及び長野県高等学校管理規則第35条に基づき、校舎内外において以下の行為におよんだ生徒にたいし、校長が懲戒処分に処することができる。
①生徒、職員、一般者等に対して、入院加療を要する等の深刻な傷害を負わせる暴力行為に及んだ場合。
②生徒、職員、一般者等に対して、刃物などによって威嚇し生命及び身体の安全を脅かしたり、金品を強奪したりする行為におよんだ場合。
③校舎内外の施設・設備に対する放火や破壊行為をした場合。
④高校生として著しく逸した行為・行動をした場合、もしくはそのおそれがある場合。
⑤覚醒剤やシンナー等の常用が明らかな場合。
- (2) 懲戒処分には、「訓告処分」「停学処分」「退学処分」がある。

2 懲戒処分の扱い

- (1) 停学処分中の欠席日数はすべて「出席しなければならない日数」より減ずる。指導要録には停学日数とその理由を明記する。
- (2) 各科目の停学処分中の欠課については平素の欠課と別扱いとする。

〔令和5年（2023）年3月 施行〕

〔令和6年（2024）年3月 一部改訂〕